

令和 6 年度 京都市森林経営管理意向調査業務 委託仕様書

1 委託業務名

令和 6 年度 京都市森林経営管理意向調査業務

2 業務目的

本業務は、京都市域において、森林経営管理法（平成 31 年 4 月施行）に基づく経営管理意向調査を実施し、その結果を取りまとめることを目的とする。

3 履行期間

契約の日の翌日から令和 7 年 3 月 26 日まで

4 業務内容

業務内容は以下を想定しているが、受託者からの提案内容に基づき、本市と受託者で協議し、業務内容及びスケジュール（（参考 1）業務スケジュール案を参照）等の詳細を確定する。

(1) 調査物件の作成

調査対象者名簿、調査票及び付属図面、記入例、調査内容の説明資料等の調査に必要な物件を作成する。

調査対象者名簿は、本市が貸与する林地台帳情報等を基に、本市が指定する地区内に森林を所有するすべての所有者を特定し、調査の実施に必要な事項をリスト化する。調査票には、本市が指定する項目を必ず含むものとする（（参考 2）調査票（案）を参照）。調査内容の説明資料等は、調査の趣旨や内容を分かり易く説明できるものとする。

<調査実施予定地区>

調査地区	対象森林の面積	対象森林の筆数
大原地区	約 880ha	約 1,800 筆

(2) 調査の実施

ア 調査票の配付・回収

調査票を森林所有者に配付し、回収する。回収率は 70%以上を目標とし、本市が提供するウェブプラットフォーム（（参考 3 マルチフォーム例を参照）を活用するなどして、回収率を高める工夫を行う。

調査対象者からの問合せに対応するとともに、対応状況等を本市に報告する。

イ 説明会の開催

森林所有者の森林経営管理制度等に対する理解と意向調査への協力を促進するため、調査地区毎に 1 回以上、説明会を開催する。

説明会を対面で開催する場合には、必要な感染症対策等を行う。

ウ 所有者調査

調査対象者名簿に掲載した森林所有者に尋ねあたらない場合は、森林所有者又は法定相続人の存在及び所在調査を行う。これらの調査に必要な戸籍及び住民票等は、受託者からの申し出に応じて本市から貸与する。

エ 調査結果のとりまとめ

アンケートの回答結果及び所有者調査の結果を電子データ化し、集計・分析する

(3) 報告書の作成

本業務の実施結果を報告書として取りまとめる。

5 成果品

- (1) 報告書 1部
- (2) 本業務において収集、作成した書類・電子データ 一式

6 本市から貸与する資料

- (1) 森林計画図（形式：シェープファイル（shp）ほか）
- (2) 森林簿及び林地台帳（形式：エクセルファイル（csv））
- (3) 地形図（形式：シェープファイル（shp）ほか）
- (4) 地番図（形式：シェープファイル（shp）ほか）
- (5) 上記ほか、受託者との協議により貸与可能な資料があれば追加する。

7 関係法令等

本業務は、委託契約書、本仕様書及び「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」によるほか、次の関係法令等を参照し実施する。

- (1) 森林法、森林法施行規則
- (2) 森林経営管理法
- (3) 森林経営管理制度に係る事務の手引き（その１）（その２）（林野庁）
- (4) 個人情報の保護に関する法律
- (5) 京都市個人情報保護条例
- (6) その他関係法令、規則、通達等

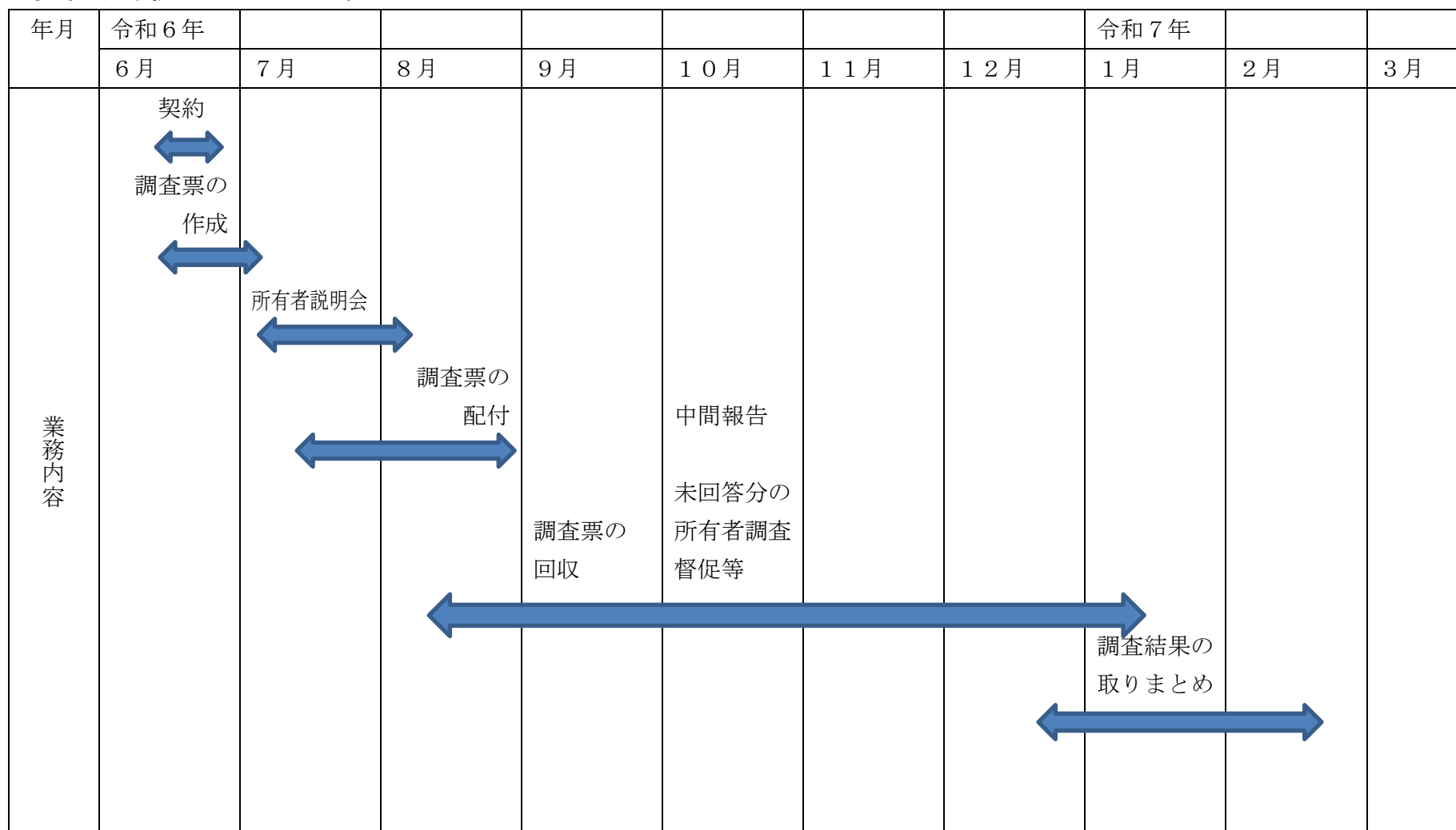
8 その他留意事項

- (1) 本業務を遂行するうえで知り得た個人情報は、個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (2) 本業務の進捗に当たっては、本市職員と十分に協議を行い、その指示に従うこと。
- (3) 本市職員との連絡を密にとるほか、林業事業体とも緊密な連携を図り、円滑な業務遂行に努めること。
- (4) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ本市の承認を得なければならない。
- (6) 本市は(5)の承認をするときは、条件を付することができる。
- (7) 本業務に関する資料・成果品の権利は、本業務の実施前から著作権や使用权等を持つものを除き、すべて本市に帰属するものとし、受託者は本市の承諾なしに他に公表、貸与及び使用してはならない。
- (8) 受託者は、業務完了後、成果品を提出し、本市の検査を受けなければならない。本業務は検査合格をもって完了とするが、納品後、成果品に不備等が発見された場合、受託者は責任を持つ。

って、速やかに修正のうえ、納品しなければならない。

- (9) 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書に疑義が生じたときは、両者協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は本市の定めるものとする。
- (10) 万一、漏えいや紛失等の事故が発生した場合は、以下の対応を行うこと。
 - ア 直ちに発生日時、内容、発生原因等を確認し、報告する。
 - イ 発生内容等により、対応措置（流出元の特定、再調査、紛失物等の追跡等）を市と協議・検討し、実行する。
 - ウ 発生原因等により、再発防止策を検討し、市の承認を得た上で即時実施する。
 - エ 二次被害の有無について関係者を調査し、二次被害が発生した場合は、市と協議・検討し、速やかに対策を講じる。
- (11) 受託者は、本業務の履行の結果、受託者の責に帰すべき理由により、市に対し損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

(参考1) 業務スケジュール (案)



意向調査票

回答の記入について

裏面の「人工林一覧表」の森林を調査対象とします。

問いは4問ございます。選択肢から該当する内容にチェックをつけてください。

問1 裏面「人工林一覧表」の森林を所有していますか？

- ☐ 全て自分が所有している。 ☐ 所有していない。
☐ 一部自分が所有している。(所有している森林 No. :)

問2 あなたの所有する人工林について土地等の所有界はわかりますか？

- ☐ 全てわかる。 ☐ まったくわからない。
☐ 一部については、わかる。(所有している森林 No. :)

全てわかる、または、一部わかるとお答えの場合、土地の所有界について

- ☐ 隣接者の同意がある。 ☐ 隣接者の同意があったかわからない。
☐ 隣接者の同意はない。

問3 あなたが所有している人工林について、現在どのように日常的な管理（見回り）や整備（間伐などの施業）をされていますか？

- ☐ 自分で行っている。 ☐ 委託している。 ☐ 特に管理も整備もしていない。
☐ その他 ()

問4 所有の人工林の今後の管理についてどのようにお考えですか？

- ☐ 自分で管理する。 ☐ 委託先を紹介してほしい。
☐ 既に管理を事業者へ委託しており、継続して委託する。
(委託先 :)
☐ 京都市に管理を委ねたい。
☐ その他 ()

最後に下記の住所・氏名及び連絡先のご記入をお願いします。

住 所	
氏 名	
連絡先 (日中連絡が取れる電話番号)	

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

本調査票を返信用封筒に封入し、返送いただきますようお願いいたします。

人工林一覧表

住 所	〇〇市△△町□丁目 2 番 3 号
氏 名	〇〇 〇〇

管理番号	R 01-01- 1234
------	------------------

No	住 所	登記地目	面積 (㎡)
1	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	123
2	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	500
3	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	10200
4	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	253
5	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	1025
6	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	280

この表は「林地台帳」をもとに所有している森林から人工林を抽出し、作成しています。

(参考3) マルチフォーム例



京都市情報館

Kyoto City Official Website

市役所へのアクセス

組織一覧

サイト内検索

トップページ

暮らしの情報

観光・文化・産業

健康・福祉・教育

まちづくり

市政情報

現在位置: [トップページ](#) ▶ [京都市森林所有者意向調査 回答フォーム](#)

京都市森林所有者意向調査 回答フォーム

森林経営管理法に基づく森林所有者の森林管理に関する意向を調査するための回答様式

・ お手元に届いている調査票の調査番号を入力してください。

必須

10文字以内で入力してください。

調査番号

・ 回答される方のお名前、御住所、日中の御連絡先を、差し支えない範囲で御記入ください。

必須

1000文字以内で入力してください。

氏名、住所、連絡先

・ お手元の調査票に記載された「人工林一覧表」の森林を所有していますか。

☐ 全て自分が所有している

マルチフォームからの回答例

[illegible]